（前のページより続き）

○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**二七）　三〇六

○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**二八）　三〇七

○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**二九）　三〇八

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**同**三〇）　三〇九

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**三一）　三一〇

○国税質問検査章規則の一部を改正する省令（**同**三二）　三一一

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令（**同**三三）　三一二

○法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**同**三四）　三一三

○勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**七二）　三一四

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業・国土交通**一）　三一五

〔告　示〕

○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき令和四年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件（**総務**一一五）　三一六

○平成三十一年総務省告示第百四十一号（地方税法施行規則第二十四条の三十九第四項の規定する総務大臣の指定する方法を定める件）の一部を改正する件（**同**一一六）　三一七

○地方税法施行規則第三条の三の二第三項、第五条の二第三項、第十条第五項、第十条の二の八第三項及び第二十四条の三十九第三項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準の一部を改正する件（**同**一一七）　三一八

○平成三十一年総務省告示第百四十七号（地方税法施行規則第二十四条の三十九第一項第十五号に規定する総務大臣が定めるものを定める件）を廃止する件（**同**一一八）　三一九

○平成三十一年総務省告示第百四十八号（地方税法施行規則第二十四条の三十九第五項第二号ニの規定に基づき、総務大臣が定めるものを定める件）の一部を改正する件（**同**一一九）　三二〇

○平成二十五年総務省・農林水産省・国土交通省告示第二号の一部を改正する件（**総務・農林水産・国土交通**二）　三二一

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準の一部を改正する告示（**総務・経済産業**四）　三二二

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるものの一部を改正する告示（**同**五）　三二三

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく主務大臣の確認に関する手続の一部を改正する告示（**同**六）　三二四

○畜舎等に係る基準の特例の細目を定める件（**消防庁**二）　三二五

○法人税法施行規則第五十九条第三項（同令第二十六条の三第二項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法人税法施行規則第八条の三の十第三項（同令第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項（同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（**財務**九六）　三二六

○登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件及び登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件（**同**九七）　三二七

○国税庁長官の権限に属する事務の一部を国税局長及び税務署長に取り扱わせる件の一部を改正する件（**国税庁**一五）　三二八

○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（**同**九八）　三二九

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件（**同**一六）　三三〇

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件（**同**一七）　三三一

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（**同**一八）　三三二

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等及び国税庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件（**同**一九）　三三三

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第五項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件（**同**二〇）　三三四

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等を定める件の一部を改正する件（**同**二一）　三三五

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件（**同**二二）　三三六

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める措置を定める件（**同**二三）　三三七